

石川町保育士確保緊急対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士を確保し保育サービスの充実を図るため、町内の保育所等で勤務する保育士に対し、住宅補助金（以下「補助金」という。）による支援をすることで、保育人材の定着を図ることを目的に、石川町補助金等の交付等に関する規則（昭和 49 年規則第 13 号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育士等 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 18 条の 4 に規定する保育士及び教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)第 2 条第 1 項に規定する幼稚園又は幼保連携型認定こども園の保育教諭をいう。
- (2) 保育所等 次に掲げる施設をいう。
 - ア 法第 7 条第 1 項に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
 - イ 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する幼稚園
 - ウ 法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等を行う施設
- (3) 賃貸住宅 居住の用に供するために住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結した町内の住宅をいう。ただし、公営住宅を除く。
- (4) 賃貸住宅以外 自ら居住する住宅で賃貸住宅以外の町内の住宅をいう。
- (5) 家賃 賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃料の月額をいう。ただし、共益費、管理費、敷金、礼金、更新料、駐車場使用料その他の費用は含まない。
- (6) 常勤 1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務することをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 補助金の交付の申請時において、平成 31 年 4 月 1 日以降に町内の保育所等において常勤として雇用される保育士等である者。ただし、公立保育所で雇用されている保育士等については、嘱託職員・臨時職員に限る。
- (2) 常勤で同一保育所等に 6 箇月以上勤務した者
- (3) 賃貸住宅の場合は、家賃の滞納がない者
- (4) 町税及びその他町の徴収金の滞納がない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 町内で住宅を賃貸契約している保育士等

補助金	住居区分	補助金の額
住宅補助金	賃貸住宅	家賃月額に 2 分の 1 を乗じて得た額(1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。)(上限 2 万円)

- (2) (1) 以外の保育士等

補助金	住居区分	補助金の額
住宅補助金	賃貸住宅 賃貸住宅以外	月額 1 万円

(補助対象期間)

第 5 条 補助金の交付対象期間は、補助開始月から 2 年を限度とし、各年度の補助対象期間は、次の表のとおりとする。

補助年度区分	年度毎の補助対象期間
初年度分	補助開始月から翌年の 3 月までの期間
第 2 年度分から第 3 年度分	4 月から翌年の 3 月までの期間

2 補助金の対象となる月は、前項の補助金の交付対象期間のうち、次に掲げる月を除く月とする。

- (1) 常勤でない月
- (2) 家賃の支払がなかった月

(補助金の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、常勤で同一保育所等に 6 箇月勤務した後に、石川町保育士確保緊急対策事業補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 保育士等の資格を証明する書類の写し
- (2) 雇用契約書の写し又は勤務条件書・雇用通知の写し
- (3) 賃貸住宅の場合は、賃貸借契約書の写し
- (4) 補助金の交付の対象月の出勤日数が確認できる出勤簿等の写し
- (5) 家賃を支払ったことが確認できる領収証等の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第 7 条 町長は、前条の規定による補助金の申請があった場合は、その適否を審査し、適当と認めたときは、石川町保育士確保緊急対策事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、適当でないと認めるときは、石川町保育士確保緊急対策事業補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 8 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、様式第 1 号により請求しなければならない。

(補助金の取り消し及び返還)

第 9 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、石川町保育士確保緊急対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第 4 号）により交付決定者に通知し、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号のほか、町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、石川町保育士確保緊急対策事業補助金返還命令書(様式第5号)を通知し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(報告及び調査)

第10条 町長は、必要があると認めるときは、交付決定者から報告又は書類の提出を求め、担当職員に調査を行わせることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。なお、第9条に規定する補助金の取り消し及び返還については、同日以後もその効力を有する。